

平成 22 年度中小企業支援計画【解説】

第 1 . 中小企業を取り巻く環境

我が国経済は、一昨年秋、米国の金融不安に端を発した世界的な経済活動の急激な収縮に見舞われ、かつてない景気悪化を経験している。このような中、政府としては、中小企業に対する信用保証や政府系金融機関の機能の強化といった資金繰り対策等に万全を期している。しかし、中小企業を取り巻く内外の経済状況は、雇用情勢の一層の悪化、デフレ圧力の強まりによる需要低迷、収益圧迫等と予断を許さない状況が続いている。

このような中、昨年 12 月 8 日に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」、12 月 30 日に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」を策定し、現下の経済情勢へ緊急に対応するとともに、中長期的な成長力の強化を図ることとしている。

第 2 . 平成 22 年度の基本方針

平成 22 年度の中小企業支援計画（以下「本支援計画」という。）においては、我が国の経済・雇用の面で重要な役割を担う中小企業の活性化を図るため、中小企業の新分野への進出を促進する中小企業の研究開発事業や国内外への販路開拓事業、中小企業の経営力の向上を図る経営支援体制の強化事業や事業再生支援事業、地域コミュニティを担う商店街の活性化事業等を重要な政策課題として支援することにより、中小企業の着実な成長を確保する。

本支援計画の実施に当たっては、国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果を最大化することが重要である。今後とも、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組が行われていくことを考えれば、その重要性は高まっていくものである。

このため、22 年度においても、本支援計画に関する都道府県からの意見が国の次年度以降の支援施策及び関連する予算等に反映されるよう国と都道府県の間で「政策及び連携に係る意見交換会」が適宜適切に行われるようにする。

第3．国の事業

1．事業の実施体制

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援するため、全国レベルのモデル事業やマッチング機会の提供事業を都道府県、中小機構、都道府県中小企業支援センター等の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協力により実施し、その成果の普及に努めるとともに、政策評価による事業の見直しを行うものとする。

2．事業の概要 左欄は22年度予算額、右欄（ ）は21年度予算額 (1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

新事業活動促進支援事業

4,249,378千円(6,016,669千円)

農林水産業者と中小商工業者との有機的な連携を促進する「農商工等連携促進法」、産地の技術、農林水産品、観光資源等の地域産業資源の活用を促進する「中小企業地域資源活用促進法」、異分野・異業種の中小企業同士の連携を促進する「中小企業新事業活動促進法」に係る事業活動に取り組む中小企業による新商品・新サービスの開発や販路開拓等を支援する。

解説

本事業は、中小企業が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開の取組（農商工等連携事業、地域資源活用事業、新連携事業）に対し、各当該事業に要する経費の一部を補助するものである。

22年1月20日現在、農商工等連携促進法に基づいて313件、中小企業地域資源活用促進法に基づいて745件、中小企業新事業活動促進法に基づいて654件の事業計画が認定されており、本施策等を活用しながら事業化・市場化に向けた取組を行っているところである。

22年度においても、各地方公共団体や中小企業支援機関等との密接な連携・協力体制のもと、本施策等を通じて、地域における新事業活動の創出促進を図っていく。

地域産品販路開拓機会提供支援事業

120,622千円(新規)

展示・商談会開催及び販売スペース設置を通じて、中小企業により製造された地域産品の国内販路開拓の促進を図る。

解説

本事業は、展示・商談会の開催や、百貨店等における販売スペースの設置を通じて、「バイヤーとの商談機会の提供」、「消費者への商品紹介の機会拡大」、「百貨店等における一般的な商流を中小企業者が体験することによるノウハウ蓄積」を実現させるものである。

本事業を通じて、商品の更なる販路開拓を促進するとともに、中小企業者自身が自力で販路拡大を実施できる能力の獲得等を目指す。

中小企業ものづくり対策

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

15,005,116千円(5,400,000千円)

我が国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化等に向けて、中小企業の研究開発から試作段階までの取組を支援する。

事業の実施に当たっては、各地のものづくり中小企業の状況について、地域支援機関等との情報交換に努める。

解説

本事業は、「中小ものづくり高度化法」に基づき定められた技術別指針に沿って策定され、同法に基づき認定を受けた研究開発を国から委託するものである。(委託の成果は、日本版バイドール法により事業者が利用することができることとなっている。)

研究開発の実施に当たっては、事業管理者、研究実施者等によって構成される共同体を基本とし、認定を受けた中小企業の参加が必要である。

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

190,000千円(190,000千円)

基盤技術を担う川上中小企業と、燃料電池や情報家電等の重要川下産業間の緊密なコミュニケーションを通じた「川上中小企業が行う技術開発の不確実性の低減」「情報の非対称性の解消」を図るため、川上・川下間のネットワーク構築に向けた取組を支援する。

各都道府県内あるいは県域をまたがる中小企業と日頃から接

点を持ち、地域の現状と課題を認識している地域支援機関等と協力して、川上中小企業と川下産業との情報交換の場への中小企業の参加や川上・川下間のマッチング機会の創出を促進し、川上と川下のネットワーク構築を図ることができるよう支援を行う。

解 説

本事業は、基盤技術を担う川上中小企業と燃料電池や情報家電等の重要川下産業間のネットワークの構築により、技術開発の不確実性の低減等を図るものである。

事業の実施に当たっては、都道府県中小企業支援センターや商工会・商工会議所を通じ施策の浸透を図るとともに、地域の中小企業が置かれている現状や強みを把握されている地域支援機関等と協力して、プロジェクトメイクに取り組み、また、企業に対して参加を促す。

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業

90,000千円(378,000千円)

各地域の産業界と教育界(工業高校等)とのマッチングの機会を提供し、中小企業の若手技術者育成、工業高校等の実践的な教育プログラムの充実を支援しつつ、その普及を図る。

この事業では、地域の産業界、教育界、都道府県が連携体制を構築し、事業を積極的に推進していくことが重要であるため、地域支援機関等と協力することにより、連携体制の構築に努め、ものづくりを担う人材の育成・確保を支援する。

解 説

本事業は、ものづくり中小企業の人材の育成・確保のために、地域支援機関等を通じて、産業界、教育界、行政等が連携して行う実践的な教育プログラムの充実を支援するものである。

22年度においても、引き続きこの取組を進め、連携体制の構築を支援するとともに、取組が行われていない地域においても取組が進むよう、情報発信・普及啓発を実施する。

地域イノベーション創出研究開発事業

3,440,000千円(6,508,140千円)

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の産学官のリソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。

解 説

本事業は、地域において新事業の創出に貢献しうる技術シーズを活用した、新商品の開発を目指す実用化技術の研究開発を広く公募し、国からの委託により実施するものである。

企業、大学等の研究機関が共同研究体を組織し、研究開発の実施主体となる。21年度では、MEMS技術を用いた圧電型6軸モーションセンサの開発など、全国から66件の事業を採択した。22年度事業については、2月中旬～3月頃に、公募説明会を各地域ブロックごとに開催する予定であり、都道府県の産業支援機関や公設試験研究機関等にも公募内容等を周知しつつ事業を実施する。

中小企業海外展開支援対策

ア JAPANブランド戦略展開支援事業

1,102,459千円(1,207,860千円)

地域産品の輸出を促進するため、世界に通用する地域産品のブランド力確立を目指し、地域の中小企業者と輸出産品プロデューサー等が一丸となって行う取組に対し、計画的な支援を行う。また、全国事務局を設置し、JAPANブランドの情報発信・広報等のプロモーション活動を行うとともに、バイヤーとのマッチング(B to B)や消費者に対するテストマーケティング(B to C)の販路開拓を支援する。

解 説

本事業は、地域の歴史や文化の中で育まれてきた素晴らしい素材や技術などの地域の強みを活かした製品等の魅力・価値を更に高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する高いブランド力(「JAPANブランド」)の確立を目指し、商工会・商工会議所・組合・NPO等が中心となって行う取組に、

海外マーケティングや商品コンセプト等の戦略策定支援
新商品・デザインの開発・評価、海外見本市出展等を行う
ブランド確立支援

と、段階的に支援を行っているものである。

また、JAPANブランドの戦略的なプロモーションや、海外の消費者に直接試験販売を行うテストマーケティング、商談会等でのバイヤーとのマッチングなどを併せて行い、中小企業の海外販路開拓を総合的に支援する。

イ 生活関連産業海外市場開拓支援事業

402,668千円(新規)

アパレル・デザイン・日用品などの生活文化になじみ深い製品について、日本のライフスタイルそのものの発信による「日本ブランド」の訴求力向上とあわせた海外への販路開拓を支援する。

解説

本事業は、今後大きな市場拡大が見込まれながら、我が国ブランドの事業展開が遅れているアジアと、世界へのトレンド発信・世界からのバイヤー参集の拠点である欧州をターゲットにし、全国から募集・選抜された製品について、B to B、B to Cの販路開拓を行う。(現地の生活文化や日本製品に対するニーズの調査、見本市への出展や商談のサポート等を行う。)

ウ 映画・アニメ海外展開後方支援事業

300,000千円(新規)

我が国コンテンツ産業の海外展開を促進するため、映画・アニメビジネスの海外情報収集拠点を整備するとともに、弁護士・会計士等専門家によるサポート体制を構築する。

解説

『おくりびと』『つみきのいえ』がアカデミー賞を受賞するなど、我が国の映画・アニメ等は海外でも高く評価されている。しかし、配給網やエージェントに関するネットワーク不足及び海外経験の乏しさによる交渉ノウハウ不足から、我が国のコンテンツ海外輸出率は米国のわずか10分の1程度であり、海外展開の促進が必要である。そこで海外市場開拓に向け、我が国コンテンツ産業の海外展開の後方支援チームを結成する。

エ 中小企業国際展開等円滑化推進事業

178,271千円(244,129千円)

我が国中小企業の現地法人等の技術・管理能力の向上を図るため、当該現地法人等への専門家派遣及び従業員等に対する研修を実施する。

解説

本事業は、海外進出日系企業が現地で経済活動を推進していく上で、管理者や技術者等優秀な人材を育成することはきわめて重要であることから、現地従業員等に対する日本国内での受

入研修や、現地での海外研修を行うとともに、現地法人等に対して専門家を派遣し、助言・指導を実施する。

オ 中小企業海外展開等支援事業

2,364,827千円(2,630,000千円)

海外への販路開拓や投資などの国際化を指向する中小企業に向けて、海外展示会への出展支援やミッション派遣等によるマッチング支援、知的財産権保護対策、海外の地域・クラスターとの産業交流支援、情報収集・提供等を通じ、中小企業の国際競争力の強化、国内経営基盤の強化を図る。

解説

本事業は、ジェトロが行う中小企業向けの海外展開等支援事業に係る経費を補助するものである。具体的な支援事業としては、ジェトロの国内外の広範なネットワークを活用し、以下に示すような、きめ細やかな支援事業を展開する。

-)輸出支援事業：農林水産品等地域産品のような、アジア、新興国でニーズが高い産品を中心に、きめ細やかなアロバイスの実施、海外展示会等による現地バイヤーとの戦略的なマッチングの実施等
-)海外投資支援事業：新興国市場への事業展開を加速するための、戦略的なミッション派遣や、現地でのワンストップ支援機能の充実
-)知的財産権保護対策事業：日系企業の知財被害に対する現地(中国等)での権利侵害の実態調査
-)産業協力強化事業：国内外の地域・クラスターとの戦略的な産業交流支援
-)情報収集・提供事業：これらの事業の基盤となる、長年培われてきた情報網に基づく高度な情報収集・分析等

小規模企業支援対策

ア 小規模事業者新事業全国展開支援事業

2,648,699千円(2,463,356千円)

地域の小規模事業者による全国規模のマーケットをねらった新事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が小規模事業者等と協力して行う、地域資源を活かした新製品の開発や全国的な販路開拓、観光資源開発、地域ブランドの形成といった取組に対して幅広く支援する。

解 説

本事業は、地域の小規模企業による国内のマーケットを狙った新事業展開を促進するため、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所が小規模事業者等と協力し地域の資源を活かした特産品開発やその全国的な販路開拓、観光資源開発といった取組や、地域の産品、観光資源等も魅力を束ねて集客型の販路開拓・普及に関する取組等に対して幅広く支援する。本事業の実施に際しては、事業推進委員会の中に都道府県や市町村、地域の公設試験研究機関など中小企業支援機関の方々にも委員として参画していただき、計画策定段階から助言を得ることにより、きめ細かな地域資源の掘り起こしを行うなど地域に密着した形で実施する。

イ 創業人材育成支援事業

1,096,208千円(1,308,220千円)

創業に向けて具体的な行動計画を有するものを対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」を商工会・商工会議所等で開催する。また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を商工会・商工会議所等で開催する。

解 説

本事業は、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」を、また、新事業展開を目指す経営者や若手後継者等を対象に、経営戦略等の知識・ノウハウの体得を支援する「経営革新塾」を全国各地の商工会・商工会議所等で開催するものである。本事業における追跡アンケート調査によれば、修了者の9割以上が役に立ったと回答しており、修了者の約3割が創業を実現しているという結果が出ている。

22年度においても、引き続き商工会・商工会議所等が都道府県と協力して本事業を推進し、創業塾・経営革新塾の開催や関連施策に関する情報提供を図る。

中小企業の低炭素化対策支援

ア 省エネルギー対策導入促進事業

910,228千円(1,247,117千円)

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における

省エネ対策を促進するため、専門員等による省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等の取組を行う。

また、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入を支援する。

解 説

本事業は、説明会の開催や専門員等による省エネ診断、エネルギー消費量の計測監視システムの導入に対する補助を行うものである。

産業部門における着実な省エネ対策の推進を図るとともに、近年、エネルギー消費の伸びが著しいオフィスビル等の業務部門におけるエネルギーの有効利用及びエネルギー管理を支援する。

イ 国内排出削減量認証制度基盤整備事業

850,000千円(770,000千円)

国内クレジット制度の着実な実施を図るとともに、制度の活用が期待される中小企業等の排出削減の取組を掘り起こし、農業や森林バイオマス、様々なサービス業など幅広い分野での排出削減を促していくため、中小企業等を対象にソフト支援を行う。

本事業の実施に当たっては、ソフト支援を行う地域支援機関等を通じ、中小企業等の積極的なCO₂排出削減に対する取組を支援する。

解 説

本事業は、国内クレジット制度の着実な実施のため、省エネ診断・排出削減事業計画作成支援、また審査費用等の支援を行っていくとともに、中小企業等における排出削減に向けた取組を推進するための説明会等を実施するものである。

地域支援機関等を通じてソフト支援(排出削減事業計画の無料作成支援、計画の審査費用支援)を行うことにより中小企業におけるCO₂排出削減等を促進するとともに、国内クレジット制度に関する説明会を全国で開催し、地域の中小企業や省エネ設備メーカー等に制度の理解を深めてもらうことで、地域でのCO₂排出削減への取組を支援する。

市場志向型ハズオン支援事業

0千円(2,400,245千円)

(2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業経営支援等対策

ア 中小企業経営支援体制連携強化事業

4,455,494千円(新規)

中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士など(以下「支援機関」という。)の経営支援能力を補完・強化するため、その後方支援機関として「中小企業応援センター」を設置し、支援機関への専門家派遣や各種セミナーの開催等を行うことにより、中小企業の経営力向上を図る。

解 説

本事業は、中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や、税理士・公認会計士などの支援機関等の経営支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として中小企業応援センターを全国に配置するもの。

応援センターの候補としては、中小企業団体、地域金融機関、NPO等。応援センターは、事業者から支援機関等に相談された新事業展開・販路開拓・技術指導・知的資産経営・事業承継等の高度・専門的な相談案件に対し、支援機関等からの支援要請に応じた、適切な専門家派遣のコーディネートの実施、自センターにおいて、上記に記載した高度・専門的な支援課題に関する定期的な相談窓口の設置及び専門家派遣等による支援の実施並びに支援機関等と連携した各種セミナーの開催等を行う。

なお、全ての中小企業応援センターにおいて、新現役人材を専門家派遣により利用可能とするとともに、新現役人材を自社のアドバイザー/コンサルタントとして活用したいという中小企業のニーズにも対応可能とする。また、自センターに設置する窓口において、事業承継時の課題を抱える中小・零細企業からの相談対応を行うものとする。

イ 地域力連携拠点事業

(経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業)

0千円*(5,790,307千円)

(*上記の中小企業経営支援体制連携強化事業に見直し)

ウ 新現役チャレンジ支援事業

0 千円 * (1 , 9 4 4 , 7 6 2 千円)

(* 上記の中小企業経営支援体制連携強化事業に統合)

エ 地域中小企業知的財産戦略支援事業

3 0 5 , 6 8 1 千円 (3 0 5 , 8 7 7 千円)

地域中小企業に対して一定期間集中的に知的財産の専門家等を派遣し、知的財産コンサルティング事業を実施する都道府県中小企業支援センターの活動に対し、必要な助成を行う。また、中小企業が知的財産を戦略的に活用し、知的財産経営を実現するための体制整備を支援する。

解 説

本事業は、地域中小企業の知的財産経営への取り組みを促進することを目的として、中小企業に対して知的財産専門家が特許分析や内部規程等の整備に関する支援を行う事業である。また、同時に、地域中小企業が知的財産経営を実現し、これを定着させるための体制整備について事例収集によって検討し、企業規模・地域の特性等に応じた中小企業の体制整備のあり方の普及を行う。これらの事業を通じて、地域中小企業の知財戦略を支援する。

オ 中小企業の人材確保・育成支援事業

1 5 0 億円 (2 0 年度 2 次補正、 2 1 年度 2 次補正)

平成 2 2 年春の新卒者のうち就職先が未定の者を対象に、中小企業の生産現場等でその魅力に直接触れる機会を付与するとともに、中小企業で働く上で必要とされる技術・ノウハウ等を習得させること等を目的として「新卒者就職応援プロジェクト」を実施する。

また、即戦力となる高度な技能・専門知識等を有する人材や将来的に企業の中核となりうる人材を中小企業が確保・育成することを支援するため、合同就職説明会の開催などの「橋わたし」事業と、ものづくりや農商工連携、商業・サービス業など分野別の「実践型研修」事業を平成 2 2 年度も引き続き実施する。

解 説

平成 2 2 年新卒者の就職状況が厳しく、政府としても新卒者支援を強化していくこととしている。そのため、平成 2 2 年新

卒者であって就職先が決まっていない方を対象に、「新卒者就職応援プロジェクト」を実施する。

本プロジェクトは、新卒者に対して採用意欲のある中小企業において原則6ヶ月間の職場体験等を行うものであり、その期間中、新卒者には「技能習得支援金」を支給するとともに、受入れ中小企業には「教育訓練費」などを助成することとしている。本プロジェクトは、新卒者の就職支援として実施するものであるが、中小企業の優秀な人材確保に資することを目的としている。実習期間中に正規雇用に移行した場合には、その時点で実習は終了となる。

また、平成20年度二次補正予算を活用して、中小企業の人材育成・確保を目的に中小企業全国団体に基金を造成し、マッチング支援事業（橋わたし）、各種研修事業（実践型研修）等を実施する。

具体的には、橋わたしとしては、全国の大学等の協力を得て行う、大学生、求職者等向けの就職説明会や、中小企業の情報発信支援事業（魅力発信パンフレット作成支援）等を行う。

実践型研修としては、「ものづくり」、「農商工連携」、「商業・サービス業」、「太陽光発電システムの設置」、「省エネ・バリアフリー改修工事」、「観光・集客サービス業」、「総合エネルギー販売業」等の分野で中小企業の人材育成を行う。

小規模企業支援対策

ア 指導事業

338,763千円（315,822千円）

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報収集・提供等に係る事業を支援する。

解 説

本事業は、商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業の効果的な実施を図るため、全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて指導や情報提供等の支援や、商工会指導員に対する研修会や都道府県連合会の役員セミナー等を行い、当該指導員等の資質の向上を図るものである。

22年度においても、経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、引き続き、全国商工会連合会や日本商工会議所

の全国団体を通じた商工会等に対する指導や情報提供に対して支援を行う。

イ 経営安定特別相談事業

36,675千円(37,650千円)

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」による中小企業に対する相談体制を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等を支援する。

解説

本事業は、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決に資するため、全国の都道府県商工会連合会や主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」を支援し、中小企業からの相談に応じる体制を整備するものである。21年度は、260ヶ所に経営安定特別相談窓口が設置されており、20年度の相談実績は3,330件となっている。

22年度においても、引き続き本事業を実施し、経営の危機に直面した中小企業の経営上の問題解決を図る。

中小企業連携組織対策

ア 創業連携人材養成等支援事業

931,242千円(986,969千円)

組織化しようとしている中小企業や経営課題を抱えている組合等の連携組織に対する経営指導・支援に当たる都道府県中小企業団体中央会(以下「都道府県中央会」という。)指導員に対して、全国中小企業団体中央会(以下「全国中央会」という。)が実施する、能力向上に必要な指導・研修事業を支援する。

また、全国中央会が行う、組合等の連携組織の中だけでは解決できない専門性を有する諸課題(法律、経営指導、情報処理、会計等)の解決に向けての外部専門家の紹介や、先進的な経営改善・革新に取り組む組合等に対して、ビジョン策定や改善事業に係る経費を助成する事業について支援する。

さらに、外国人研修・技能実習制度の円滑実施のため、都道府県中央会を通じて、関係法令の普及・啓発のための研修会事業や、適正化モデル組合事例集を作成・提供する事業を支援する。

イ 創業連携情報収集・発信事業

15,722千円(15,722千円)

全国中央会が行う、中小企業が経営資源の強化及び補完を図るための多角的連携指導に関する調査や中小企業組合の設立動向調査を始めとする組合特定問題実態調査、組合による各種共同事業(新商品開発等)に関するノウハウを全国的に収集・分析し、取りまとめた事例集の作成を支援する。

解説

上記ア及びイの事業は、中小企業の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業組合への経営指導・支援を行う全国中央会に対して、経営指導・支援に係る経費を補助、実施しているものである。

なお、各都道府県における中小企業連携組織対策事業については、各都道府県からの補助の下、各都道府県中央会が実施している。

22年度においても、これら連携・組織化の活動に対し、引き続き支援する。

ウ 官公需受注対策事業

41,062千円(38,281千円)

官公需についての中小企業の受注機会の増大を図るため、全国中央会又は都道府県中央会を通じて官公需に係る情報の収集提供、官公需適格組合の共同受注事例や効率的な分離・分割発注に係る適切事例の普及、新規開業者の販路開拓の支援のためのパンフレット配布、官公需適格組合の共同受注体制づくり等を支援する。

解説

本事業は、全国中央会等が、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」(閣議決定)に従い、国等の官公需に係る発注情報、落札情報等を収集提供することや官公需適格組合等に対する官公需の共同受注体制の整備等に係る指導、分離・分割発注に係る適切事例や新規開業者の販路開拓を支援するためのパンフレット等の作成、各都道府県での官公需問題懇談会の開催等、官公需における中小企業の受注機会の増大を図るための事業である。

22年度においても、官公需適格組合を含む中小企業の受注

機会の増大を図るため、引き続き、全国中央会や都道府県中央会を通じた情報提供等を支援する。

エ 外国人研修・技能実習制度適正化指導事業

34,782千円(49,689千円)

外国人研修・技能実習生共同受入を行う組合に対して、中小企業診断士、経営コンサルタント等を派遣し、個別に調査を行い、運営が適切に行われていない場合には、的確な改善措置を指導する。

解 説

外国人研修・技能実習制度は、事業協同組合を一次受入機関として、その監理の下に研修生を受け入れている。しかし、これらの事業協同組合を一次受入機関とする研修生受入事業において、不適正な事例が発生しており、送出機関の適正化要請等とともに受入機関の適正化要請が高まっているところである。

このような状況を踏まえ、外国人研修・技能実習生共同受入事業を行う個別の事業協同組合に対して、適正に事業が行われるように指導を行う機関に必要な経費を補助し、中小企業の円滑な研修・技能実習生受入等を図る。

商店街活性化対策

ア 中小商業活力向上事業

3,175,000千円(4,199,968千円)

商店街等のにぎわいを創出し活性化を図るとともに、地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を目的として、商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、環境・リサイクル等の社会課題に対応した商業活性化への取組を支援する

解 説

本事業は、地方公共団体等との役割分担を踏まえ、少子高齢化、安全・安心、環境・リサイクル等、全国的な社会課題に対応した商業活性化事業に対して支援するものである。

21年度からは、地域コミュニティの担い手としての商店街に焦点を当て、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づく認定を受けた事業については、重点的な支援を行っており、22年度についても

引き続き支援を行う。

イ 全国商店街振興組合連合会補助事業

223,715千円(31,272千円)

全国商店街振興組合連合会が実施する各種情報提供や研修事業等を支援する。

解 説

本事業は、全国商店街振興組合連合会が行う研究会や都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修・講習を支援するとともに、全国商店街振興組合連合会を通じて全国の商店街が実施するコミュニティ活動等を支援する。

22年度においても、都道府県の施策とも連携し、各地域の取組を促進する。

中心市街地活性化対策

ア 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

3,311,333千円(5,795,000千円)

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域において、民間事業者、商業者、認定まちづくり会社等が、地域と連携を図りながら実施する商業活性化事業を重点的に支援する。

解 説

本事業は、中心市街地活性化法に基づき、認定を受けた基本計画に記載のある商業活性化のための事業に対し、必要な経費を一部補助(補助率2/3、1/2)するものである。

具体的には、テナントミックス店舗や集客核施設の設置、空き店舗を活用したチャレンジショップ事業や地域コミュニティとの連携事業、老朽化したアーケードの撤去、中心市街地活性化協議会によるタウンマネジャー設置や調査研究事業にかかる経費に対して、補助を行う。

22年度においても引き続き、全国における中心市街地の活性化に向けた取組に対して積極的に支援する。

下請取引対策

ア 下請かけこみ寺事業

550,155千円(567,675千円)

「下請かけこみ寺」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。

本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

解説

本事業は、全国の中小企業が抱える下請取引に関する悩み・相談ごとに相談員や弁護士が親身になって対応し、取引に関するトラブルを裁判以外の手法(ADR)で迅速に解決するとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを普及啓発するため、本部及び各都道府県の48カ所に「下請かけこみ寺」を平成20年4月に開設した。

22年度においても、引き続き全国の「下請かけこみ寺」と連携し、下請適正取引の推進を図る。

また、下請かけこみ寺の相談員が弁護士からの助言を得て、中小企業からのきめ細やかな相談に対応できる体制の整備を図る。

イ 下請取引改善事業

92,167千円(92,167千円)

下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)の違反を未然に防止する観点から、主として親事業者の発注担当者を対象とした実務者講習会を開催する。

本事業の実施に当たっては、下請代金法等に知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等と連携を図る。

解説

本事業は、下請代金法等の周知徹底を図るため、親事業者の発注担当者を対象とした1日コース及び半日コースの講習会を実施するものである。

22年度においても、各都道府県の下請企業振興協会等の支援機関と連携を図るとともに、引き続き全国で講習会を開催し、下請代金法等の周知を図る。

ウ 全国中小企業取引振興協会補助事業

57,537千円(49,602千円)

財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する下請取引あっせん指導事業、調査・広報等事業等に必要な費用を補助する。

なお、本事業の実施に当たっては、下請中小企業振興法第11条に基づき下請取引のあっせん等を実施している各都道府県の下請企業振興協会と連携し、広域での受発注情報の提供、販路拡大支援を通じた下請中小企業の経営基盤の強化等を図る。

解説

本事業は、財団法人全国中小企業取引振興協会が実施する取引あっせん事業、緊急広域商談会開催事業等の補助を行うものである。

下請中小企業振興法に基づき、引き続き、都道府県中小企業支援センターの職員等が下請事業者の希望する業種等の条件に合った、きめ細かな取引先のあっせんを行う。また、大規模な天災、リストラ等に伴い、その影響が広範囲に懸念される地域において都道府県中小企業支援センターと連携し、緊急広域商談会を開催する。

中小企業のIT利活用対策

ア 地域新成長産業創出促進事業

(うちIT利活用の促進に係る事業)

1,389,868千円の内数(612,581千円)

地域におけるIT利活用によるイノベーション創出基盤を構築するため、中小企業のIT利活用支援及び地域ITベンダとの連携強化等の促進を支援する。

解説

本事業は、IT利活用による生産性向上や競争力強化を図ることで、地域における新たな成長産業群の創出を目指すものであり、地域支援機関等との連携による中小企業のIT経営実践を促進するために必要な普及啓発や、IT化支援をサポートする地域ITベンダとのマッチング、ITベンダ間の連携等の推進による供給力強化への支援などを地域の実情に応じて実施する。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

中小企業再生支援等対策

ア 中小企業再生支援協議会事業

5,440,950千円* (4,974,593千円)
(* 中小機構交付金を含む。)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）に基づき、各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）において、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が中小企業からの相談を受け、課題解決に向け適切なアドバイスをを行う。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家が支援チームを編成し、再生計画策定及び金融機関との調整について支援する。

中小企業に対し指導又は助言を行う際に、企業再生支援機構による再生支援を受けることが有効であると認められる場合には、当該中小企業に対し企業再生支援機構への再生支援の申込みを促すこととする。

解 説

本事業は、協議会の常駐専門家が、中小企業の事業再生をきめ細かく支援するものである。協議会はこれまでに18,845社からの相談に応じ、このうち約半数は、アドバイスや関係施策の紹介等により相談内容が解決した。また、2,302社の再生計画策定を支援し、その結果、144,596人の雇用を確保するなど、地域の中小企業の身近な相談窓口として、また債権者間調整機能を果たす機関として重要な役割を果たしている。

22年度においては、産活法に基づく中小企業承継事業再生計画の活用などにより、各協議会での再生計画策定支援をより一層取り進めるとともに、これまで講じてきた常駐専門家の増員等の機能強化策を引き続き確実に実行する。

また、中小企業の再生は経営悪化時の早期対応が重要であることから、地域支援機関等と協力し、経営者等に対して協議会の早期活用を促す。

協議会が再生計画策定支援を行うに当たり、企業再生支援機構による再生支援を受けることが事業再生を行うために有効である場合には、当該中小企業に対し、企業再生支援機構への再生支援の申込みを促すとともに、企業再生支援機構が支援決

定を行うまでの間、協議会による再生計画策定支援を行う場に企業再生支援機構が参画する等、円滑な支援が行われるように努める。

第4．都道府県の事業

1．事業の実施体制

都道府県においては、国との「対話と協力」を通じて、適切な役割分担の下に必要な連携を積極的に進めるとともに、地域の関係機関、団体等との十分な連携のもとに地域経済及び地域の実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることを期待する。

都道府県においては、地域の実情を踏まえた支援を更に深めていくためにも、国の事業との相乗効果を図りつつ、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保や、以下に例示する支援事業等の効果的な事業の実施に努めることを期待する。

2．事業の概要

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

その他の経営の革新や新事業展開への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に対する支援事業。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、事業可能性評価委員会事業、研修事業等。

中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

ア 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係

る研修事業。

イ その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業

中小小売商業の振興支援

ア 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

イ その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

小規模事業者に対する支援

ア 経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣や若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業（経営改善普及事業）。

イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

ウ その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業

中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する事業。

その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

第5．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1．事業の実施体制

中小機構は、第二期中期目標（平成21年2月27日、財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、全国的視点に立って、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、多様な支援ツールを活用しつつ機動的に支援を行うとともに、中小機構の支部等と地域支援機関等との連携強化や中小機構の培った支援ノウハウの提供等を通じて、全体としての相乗効果が発揮できる実施体制を整備する。

また、中小企業大学校等において、地域の中小企業、地方公共団体及び地域支援機関等、大学等との連携体制を構築の上、他の研修機関等では実施が困難な研修を担う各地域ブロックの人材養成の中核機関として、中小企業が抱える現下の高度な経営課題に対応した実践的な研修を実施する。

2．事業の概要

平成22年度の事業実施にあっては、上記の観点を踏まえ、本部・支部が有する支援ツールを有効に活用し、高度な専門性を要する経営課題等への支援や地域支援機関等との「つながり力」の強化を図ることとする。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

(1) 中小企業の新たな価値を創造する事業展開の促進

新事業創出・販路開拓等支援事業

中小企業の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、支部等が、農商工等連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業新事業活動促進法（異分

野連携)に係る事業活動に取り組む中小企業者に対して計画策定等の支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や国際展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業者等に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、テストマーケティング、バイヤー等への情報提供等を行う。

さらに、中小企業の海外への事業展開を支援するため、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決できるよう専門家によるアドバイス等を行う。

解 説

本事業は、中小機構の支部等が、農商工連携、地域資源活用、新連携の枠組みを活用した事業活動に取り組む中小企業者等に対して、マーケティングや事業計画の作成等、法認定に向けたブラッシュアップ支援から、法認定後の事業計画に沿った商品企画、試作品開発及び販路開拓等に係るフォローアップ支援を実施するものである。

加えて、新たな商品・サービスの開発や新分野・新市場の開拓等、新たな事業展開に挑戦する中小企業に対して、企業ニーズや経営課題に応じた支援を行い、他の中小企業のモデルとなる企業や事業を育成する。

また、中小企業の販路開拓等を支援するため、首都圏等におけるビジネスマッチングやテストマーケティング機会の提供、大手流通事業者等との連携による新商品の販路開拓、大規模展示会・商談会、投資家等へのビジネスプラン発表会等の活用によるビジネスマッチング等、全国ベースでの効果的な支援を実施するとともに、東京青山に開設しているテストマーケティングショップ「R i n」の活用等により、地域中小企業等の販路開拓を支援する。このほか、豊富な経験を有する企業OB等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための「販路ナビゲーターとのマッチングの場」を提供する販路ナビゲーター創出支援事業を実施し、県センター等地域支援機関が手がけた支援企業の出口支援として活用できるよう県センター等地域支援機関と連携し、効果的な支援を実施する。

さらに、中小企業の海外への事業展開を支援するにあたっては、

専門家によるアドバイスを行うほか、県センター等地域支援機関が行う各地域の特性を活かした海外展開ワークショップ（セミナー、個別相談会）等の開催を支援する。

インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業等を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

解 説

本事業は、新製品・新技術の研究開発等を行うための賃貸型事業施設の運営を行うとともに、インキュベーション・マネージャー等が入居者のニーズ、課題に対応した支援を行うものである。支援に際しては、中小機構の支援ツールや連携する地方公共団体、県センター等地域支援機関、大学等の持つ支援ツールを有効に活用する。

なお、インキュベーション施設の運営にあたっては、中小機構、大学、地方公共団体等で構成する運営委員会により施設運営方針を定め、県センター等地域支援機関との連携の下、中小企業等の新事業創出等を支援する。

(2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業支援機関連携強化事業

地域支援機関等との連携、ノウハウ共有を図るために、支援実務者を対象とした研修や、地域支援機関等の連携強化を目的とする連絡会議やセミナー等を開催し、地域支援機関等との「つながり力」を強化する。

また、中小機構が培ったノウハウの共有など地域支援機関等との連携により、支援情報の結節点としての情報交流・情報提供機能を強化し、地域における中小企業支援とのシナジー効果の向上を図る。

さらに、中小企業応援センター等で行う中小企業経営支援体制の連携強化及び中小企業の事業承継支援が円滑に進むよう、同センターに配置されたコーディネーターを対象とした研修、手引き書の作成及び支援事例の分析等を行う。

解 説

本事業は、県センター等地域支援機関とのネットワークの強化

を図り、支援成果、支援ノウハウの提供等により、県センター等
地域支援機関の支援機能の向上を図ることを通じて、全体として
の相乗効果を発揮しようとするものである。

また、中小企業応援センター等による中小企業の円滑な事業承
継をサポートするため、中小機構の支部等に事業承継コーディネ
ーターを配置し、全国各地の中小企業応援センターとの連携をは
じめ支援機関や士業団体等との事業承継支援ネットワークを整
備するとともに、県センター等地域支援機関等からの要請に応じ
て、情報提供等を行う。

地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例等、中小企業、都道府
県や地域支援機関の中小企業支援担当者等にとって必要な情報
をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J - N
E T 2 1）を運営する。加えて、中小企業の経営課題解決のため
の調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得ら
れた事例等の啓発・普及を図る。

また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業に対して支
援施策の浸透等を図る。

解 説

本事業は、中小企業、県センター等地域支援機関の中小企業支
援担当者等が必要とする国の支援施策情報に加え、地方公共団体
等が独自に実施する支援施策情報や地域中小企業の成功事例等
を集約し、情報提供を行うものである。

情報提供を行うに当たっては、地域において優れた取組をして
いる中小企業について、県センター等地域支援機関からの推薦に
より取材するなど、中小企業、都道府県や県センター等地域支援
機関の中小企業支援担当者等が必要とする情報を容易に収集・提
供できるよう関係機関との連携協力を進める。

また、地域中小企業に対して支援施策の浸透等を図るため、新
事業展開等に取り組む中小企業を対象に政策課題に対応したフ
ォーラムを適宜開催する。

養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題の解決能力
の向上を目指す中小企業の経営者及び経営幹部等や、中小企業に
対し質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修

を実施する。

ア 中小企業者向け研修

中小企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、中小企業の経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

イ 中小企業支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業の経営診断実習や中小企業の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

解説

地方公共団体や地域支援機関の要望を積極的に取り入れながら以下の研修を実施する。

ア 中小企業者向け研修

一般的に大企業と比べ経営資源に限りのある中小企業が、自ら経営課題を解決できるよう、また、新たな事業活動へ挑戦できるようにするためには、中小企業の経営者、経営幹部、リーダー（幹部候補）の能力向上を図ることが不可欠である。その中小企業の経営者等に対し、経営戦略、マーケティング、財務管理、生産管理といった経営者等として身につけるべきテーマについて、自社の課題解決等につながる応用力を身につけることに重点を置いた研修を実施する。

イ 中小企業支援人材向け研修

中小企業の現場における経営の診断実習や多業種・多分野にわたる多様な事例を用いた演習などによる実践的な研修に加え、新たな政策課題や中小企業支援施策に関する研修を実施し、県センターの職員、経営指導員をはじめとする支援人材の能力向上を図る。

高度化事業

中小企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図る

ために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が地域中小企業を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金の一部を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利で融資する。

また、既に融資を実行した組合等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を図るほか、景気の急激な悪化等により貸付金の返済に支障を来している貸付先に対する返済期限延長の要件緩和や単年度返済猶予の繰り返し利用の積極的対応等返済猶予に係る弾力的措置について引き続き実施する。

加えて、平成21年8月に施行された「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」(以下「地域商店街活性化法」という。)に基づき創設された、市町村と連携して行う高度化事業制度の推進を図り、円滑な実施に努める。

解 説

本事業は、中小機構が都道府県等と連携して実施する事業であり、都道府県等の財政状況は厳しいものがあるが、中小企業のインフラ整備は引き続き重要であり、新たなニーズ・案件の発掘に努めるとともに、大規模な設備投資の資金需要等に応える本事業の利用促進・拡大を図る。そのために、都道府県等の財源負担割合の軽減措置(20年度から3カ年の時限措置)を引き続き実施する。

なお、現下の厳しい経済情勢下では、財務状況が急変する可能性もあるため、正常償還先であっても、経営上の問題点の把握に努め、アドバイザー派遣等により、不良債権化の未然防止を図る。

また、貸付金の返済に支障を来している先への貸付金の返済期限の延長について、従来、申請時点で、当初返済計画における返済予定額の1/2以上を返済していることが要件であったが、「事業継続が見込まれる」、「返済期間の半分を経過している」、「他の金融機関も返済期限の延長措置を講じている」等の要件を満たす場合には、1/2以上を返済していなくても、返済期限の延長に弾力的に対応する措置を引き続き実施する。また、平成21年4月から実施中の単年度の返済猶予措置の適用期間を延長し、繰り返しの利用に積極的に対応する(平成23年3月まで)。

地域商店街活性化法に基づき市町村と連携して行う高度化事業

については、事業の実施を希望する市町村に対し、事前に高度化事業の趣旨・目的、診断・助言、貸付手続きや債権管理手法等について説明を行うとともに、逐次市町村の相談等に応じ、事業の円滑な実施に努める。

中心市街地商店街等活性化支援事業

ア 中心市街地活性化協議会運営支援事業

中心市街地活性化の推進にあたり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会の設立等に向けたアドバイスや、既に活動している中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。

解 説

本事業は、中心市街地活性化の推進のため、中心市街地活性化協議会に対する情報提供等の支援を行うものである。日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、全国中央会など関連団体との連携の下、中心市街地活性化協議会支援センターを設置・運営し、各地の協議会を支援する。

イ 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

解 説

本事業は、各地の市町村の協力の下、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行うことにより、各地の商店街・中心市街地活性化協議会等が行う商業活性化の取組を支援するものである。日本商工会議所など全国団体の推薦を受けた専門家を登録し、アドバイザーとして各地の商店街・中心市街地活性化協議会等へ派遣する。

生活関連産業ビジネス拠点整備事業

我が国の繊維・ファッション産業の更なる国際競争力強化、発展を図ることを目的として、国内外に我が国の優れた繊維・ファッションの製品、サービス等の情報を発信し、「東京」を「世界の繊維・ファッション基地」の一つとして確立するため、「東京

発 日本ファッション・ウィーク」(JFW)の対外発信力強化事業や新鋭デザイナー登竜門事業、ファッション素材総合見本市事業への支援を行う。

解 説

本事業は、以下の取組を行うものである。

-) JFWの対外発信力強化事業：JFWの中核事業である「東京コレクション・ウィーク」に対する支援を行う。
-) 新鋭デザイナー登竜門事業：JFWを世界の新鋭デザイナーの登竜門とするため、世界のファッションスクール教授等から推薦された、東京での発信と日本の素材に関心のある新人デザイナーを選定し、日本生地の調達やバイヤーとのマッチング事業等に対する支援を行う。また、東京で発信する有能かつ意欲のある国内の新人デザイナーに対しても同様に支援を行う。
-) ファッション素材の総合見本市開催事業：ファッション素材の総合見本市「JFWジャパン・クリエーション」開催に対する支援を行う。

感性価値創造活動推進事業

感性価値創造の推進に向け、日本の人・技・素材のすばらしさを発信するとともに、人を育み・技を磨き・素材の質を高め、日本のものづくりの更なる強化を図るため、日本の感性価値に関する最先端の取組を集めて紹介し、作り手と使い手、作り手同士などの共創を産学官が一体となり促進するイベントを開催する。

解 説

22年度は、20年度に東京、21年度に神戸で開催した「感性価値創造ミュージアム」の企画・展示内容を発展・充実させ、「感性価値創造イヤー」3年間の締めくくりとする形で金沢において地方公共団体等と連携し実施する予定。

具体的には、感性価値創造の製品や事例を紹介するなど、作り手と使い手、作り手同士などの共創を促進するイベントを開催し、広く感性価値の普及を図る。

(3) 中小企業の経営環境の変化への対応の円滑化

中小企業再生支援事業

各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に設置されている協

議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会をサポートし、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

また、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

解説

本事業は、各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会の活動を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置し、地域で不足している再生支援専門家の派遣、各協議会への個別の中小企業再生案件に係るアドバイス、再生に関する情報提供等を行うものである。

また、協議会活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等の実施、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対する研修やセミナーを開催するほか、協議会の業務に携わる者に対する実践的な研修を行い、地域の中小企業の再生を総合的に支援する。

共済事業

ア 小規模企業共済事業

小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、事業の廃止等の場合にその後の生活の安定や事業の再建等のための資金をあらかじめ準備しておく小規模企業共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

なお、共済加入要件の拡大等を目的とした、小規模企業共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。

イ 中小企業倒産防止共済事業

中小企業の相互扶助の精神に基づき、自ら掛金を拠出し、取引先企業の倒産の影響を受け自らも倒産する等の事態を防止するための中小企業倒産防止共済制度の安定的な運営を図るため、都道府県、地域支援機関等との連携、協力を得ながら、加入促進を強力に推進する。

なお、セーフティネット機能の強化を目的とした、中小企業

倒産防止共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。

解 説

両共済制度の運営を行うにあたり、中小機構は、毎年度加入促進計画を策定し、都道府県、地域支援機関等の協力を得ながら加入促進活動を行っている。

具体的には、地域支援機関の代表者等で構成する加入促進協議会が決定するモデル県加入促進運動や加入促進重点活動指定地域などにおいて、都道府県や地域支援機関等と連携して加入促進活動を行っている。

本事業の実施にあたっては、都道府県、地域支援機関等との連携をさらに強化し、各地域内で実施している中小企業支援や小規模事業支援等とも関連させるなどして、加入促進を強力に推進する。

なお、小規模企業共済事業においては、家族一体で事業が行われることが多い個人事業の実態を踏まえ、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者をはじめとする共同経営者についても共済加入を認めることで、将来への安心を確保することを目的とした小規模企業共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。

加えて、中小企業倒産防止共済事業においても、中小企業の取引の実態に即した制度の改善を行い、中小企業が安心して経営できるセーフティネット機能を強化することを目的に、共済金の貸付限度額の引上げ、共済事由に私的整理の一部を追加、貸付けを受けた共済金を約定期間よりも早期に完済した共済契約者に支給する早期償還手当金制度の創設等の中小企業倒産防止共済法の一部改正法が、平成22年4月21日に公布された。